

鴨川市地域おこし協力隊事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月3日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第139号

鴨川市地域おこし協力隊事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年鴨川市告示第128号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「23万3,000円」を「26万6,000円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は、令和6年4月1日以後に行う地域協力活動に係る報償金について適用する。